

国道8号 彦根～東近江（仮称）

環境影響評価方法書の概要

令和2年8月

滋賀県

＜本日の説明内容＞

1. 事業概要
2. 事業の経緯と手続きの流れ
3. 環境影響評価方法書の概要
4. 方法書の縦覧及び意見書の提出

※今回は環境に特化した地元説明会となっており、事業概要について詳しくお答えすることができないのでご了承頂ければと思います。

1. 事業概要

1. 1 事業の目的

1. 2 都市計画対象道路事業の概要

1. 3 都市計画対象道路事業実施区域の位置

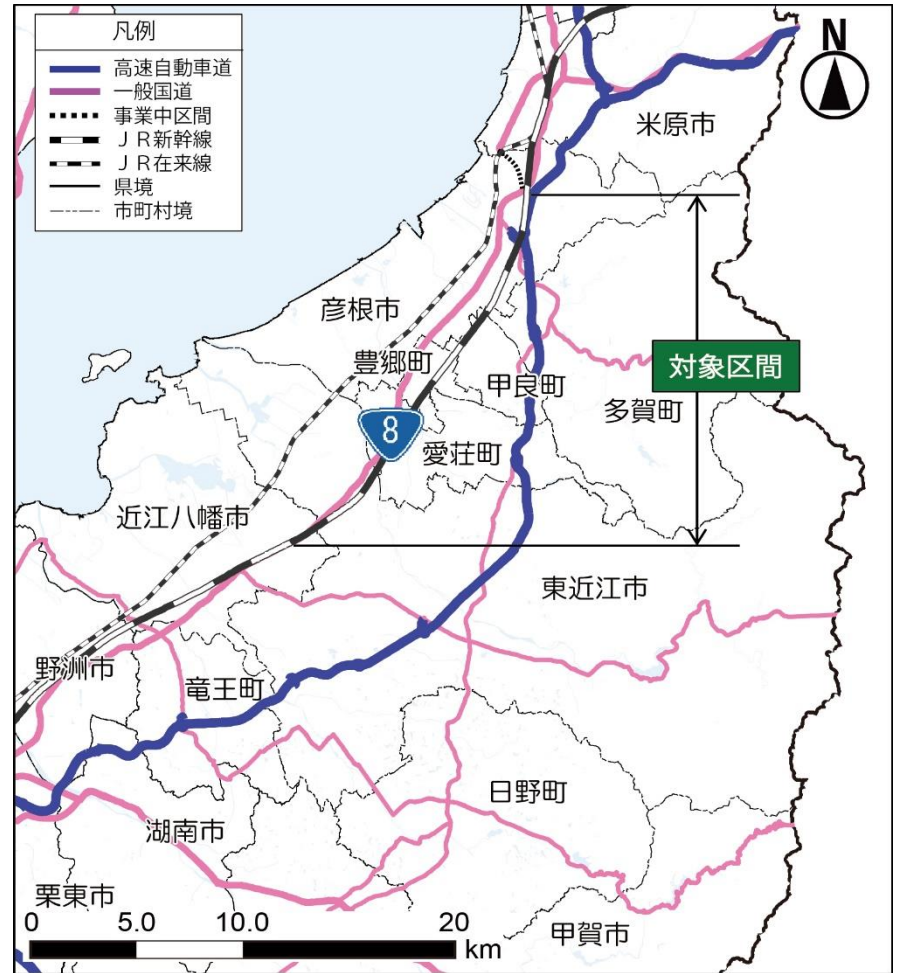
1. 1 事業の目的

- ◆ 国道8号は、新潟県新潟市から京都府京都市へ至る延長約600kmの一般国道であり、地域の南北軸を担う主要幹線道路です。
- ◆ 対象事業は、彦根市～近江八幡市間を結ぶ、延長約23km・4車線の道路です。

■ 広域図



■ 対象自治体位置図



1.1 事業の目的

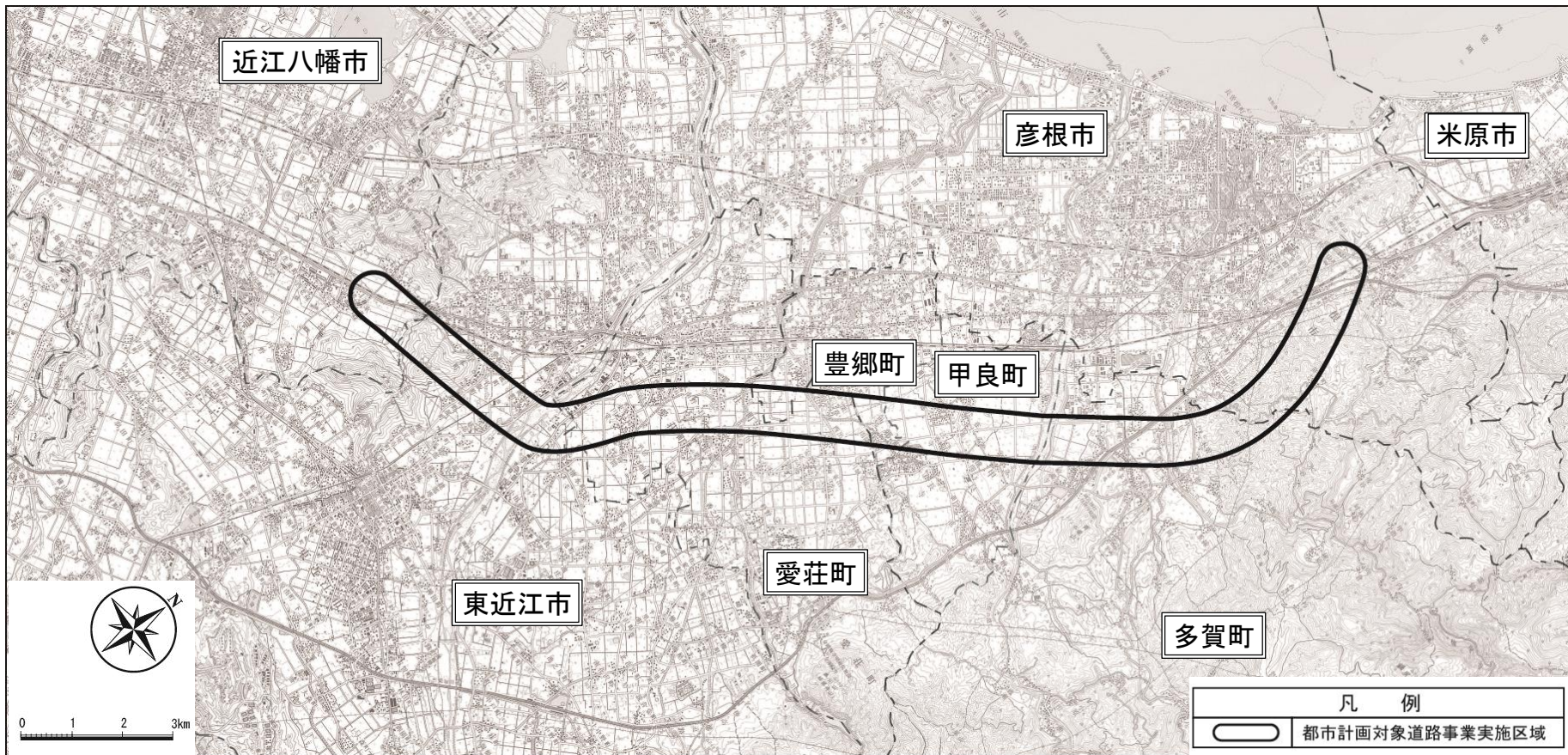
- ◆対象地域である彦根～東近江間では、日常的な渋滞の発生により、高速ICまでのアクセス性が悪く産業活動や観光振興の妨げになっています。また、渋滞に付随して国道8号では追突事故が多数発生しており、渋滞を回避するために幅員の狭い生活道路へ交通が流入することから、歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。
- ◆対象事業は、「産業振興の促進」「渋滞の緩和」「交通安全の確保」「観光振興の促進」を目標とし、より良い地域づくりに寄与することを目的とします。



1. 2 都市計画対象道路事業の概要

項目	内容
都市計画対象道路事業の名称	国道8号 彦根～東近江(仮称)
都市計画決定権者の名称	滋賀県
事業予定者の名称	国土交通省 近畿地方整備局
都市計画対象道路事業の種類	一般国道の改築
起終点	起点：滋賀県彦根市 終点：滋賀県近江八幡市
延長	約23km
車線数	4車線
設計速度	80km/h
道路区分	第3種第1級
道路構造の概要	地表式、嵩上式、地下式を予定

1. 3 都市計画対象道路事業実施区域の位置



注) 都市計画対象道路事業実施区域とは、当該道路事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲とし、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲も含むものとします。なお、「都市計画対象道路事業実施区域」は、方法書の作成の時点において、既に変更の余地のないものとして決定されている区域という趣旨ではなく、その時点において対象事業の実施が見込まれる区域をいいます。

2. 事業の経緯と手続きの流れ

2. 1 事業の経緯

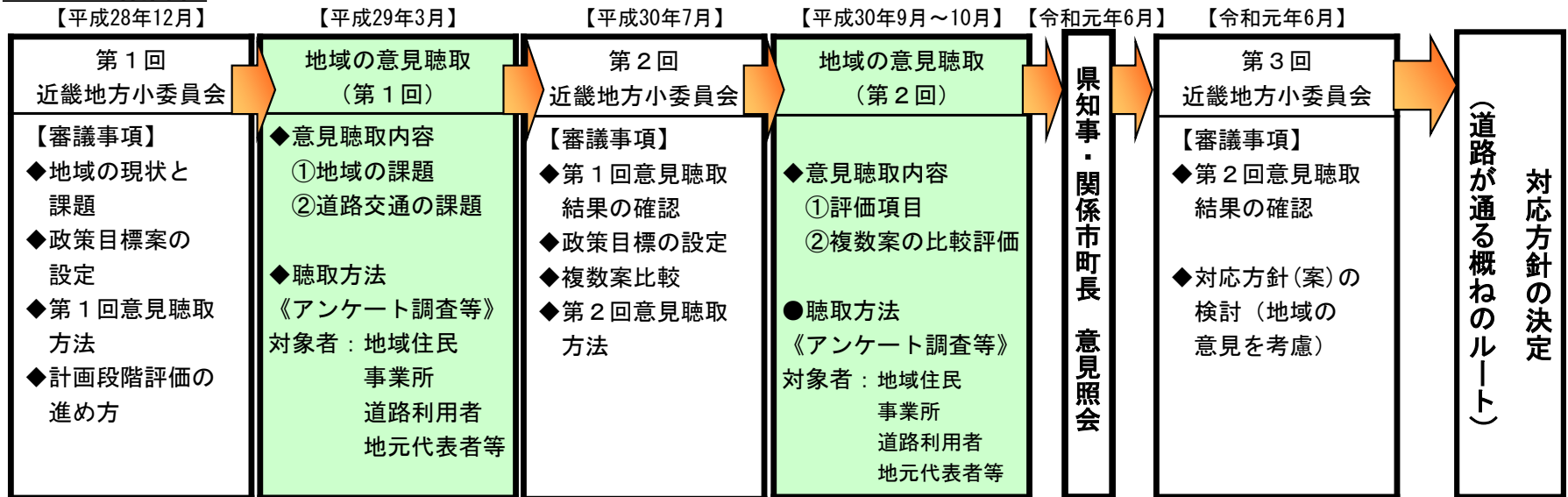
2. 2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

2.1 事業の経緯

本事業においては、事業予定者が、平成28年度から計画段階評価の手続きを実施し、構想段階における道路計画のアンケート調査や、近畿地方小委員会※を3回実施し、県民等や関係する地方公共団体の長からの意見、近畿地方小委員会での有識者の意見を踏まえるとともに、配慮書の手続きを経て、総合的に検討し、対応方針として決定しました。

※：社会資本整備審議会 道路分科会 近畿地方小委員会

■計画段階評価



2.2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

環境影響評価法では、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」として環境アセスメントを実施することとしています。

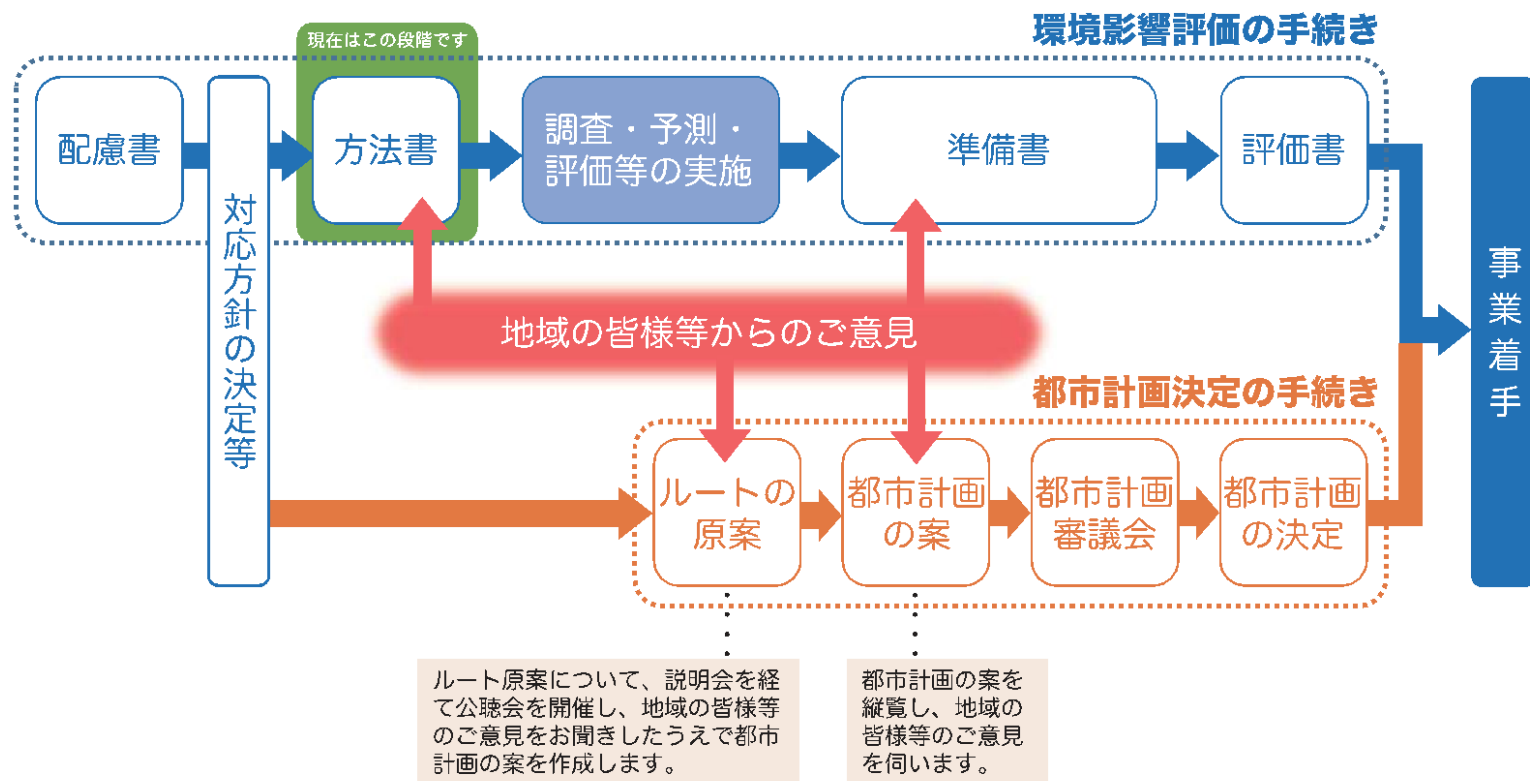
	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など	すべて 4車線以上のもの	— —
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha～100ha

2.2 環境影響評価と都市計画の手続きの流れ

「環境影響評価方法書」は環境アセスメント手続きのうち、“どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価していくのか”という計画を示したものです。

今回の環境影響評価方法書の手続きにおいて、方法書の公告・縦覧及び説明会を行い、地域の皆様や地方公共団体よりご意見を頂き、調査・予測・評価方法を決定します。

今後は、環境影響評価手続きにおいて、上記により決定した方法で調査・予測・評価を行います。



3. 環境影響評価方法書の概要

3. 1 都市計画対象道路事業実施区域及び

その周囲の概況（地域特性）

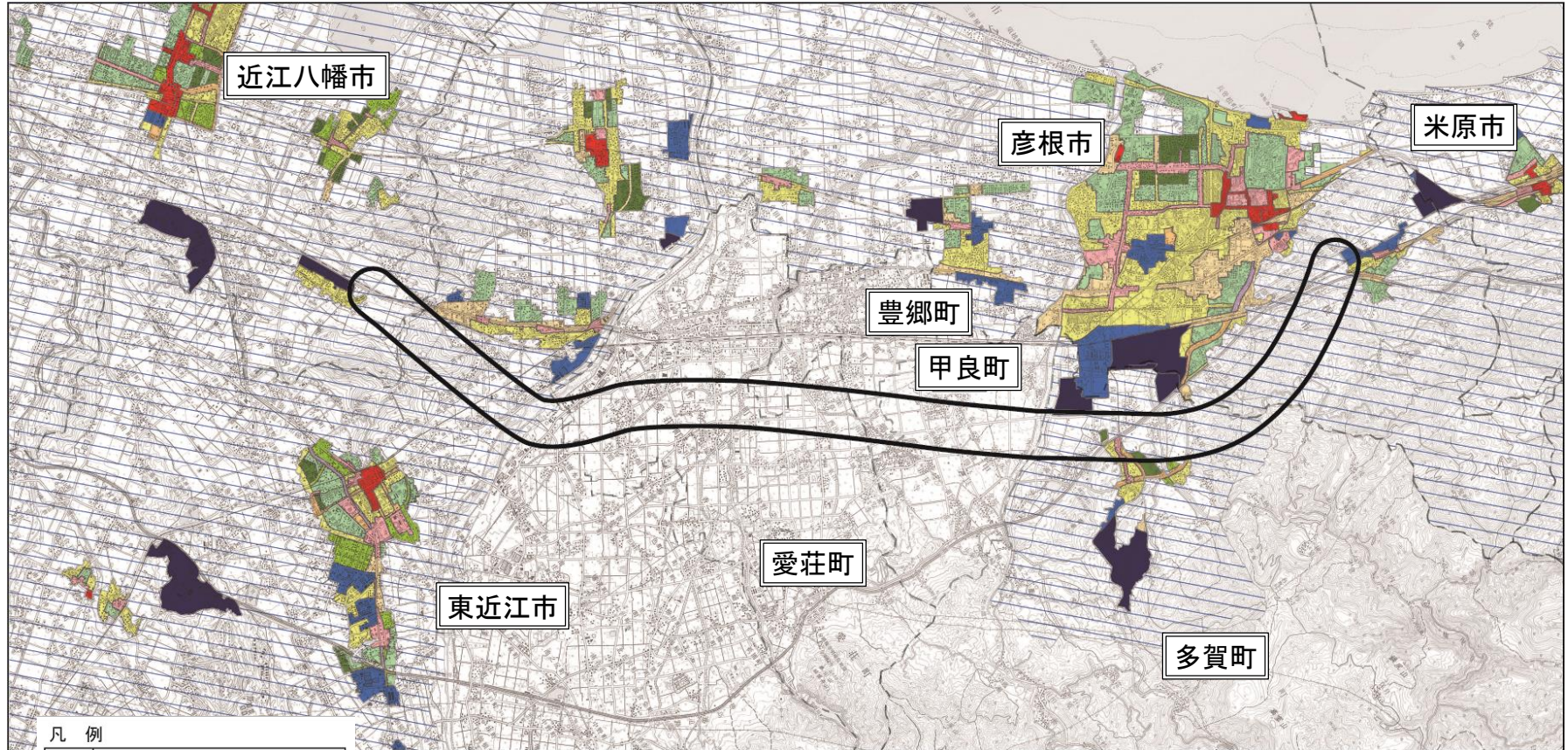
3. 2 環境影響評価の項目

3. 3 環境影響評価の調査・予測・評価の手法

3. 1 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況		学校等や福祉施設、病院が多く存在しています。 住宅は、主に一般国道421号沿線、近江鉄道万葉あかね線、東海道本線「近江八幡駅」周辺、東海道本線「彦根駅」「南彦根駅」周辺に分布しています。
大気環境の状況	大気質	一般環境大気測定局が3地点あり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は全ての地点で環境基準を達成しています。
	騒音	調査地点が18地点あり、10地点で環境基準を達成しています。
水質の状況		水質測定地点が4地点あり、生活環境項目は、DOは全ての地点で、BOD・COD、SS、pHは2地点で環境基準を達成しています。健康項目（カドミウム等）は、全ての地点で環境基準を達成しています。

■用途地域



凡例

記号	名称
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	市街化調整区域

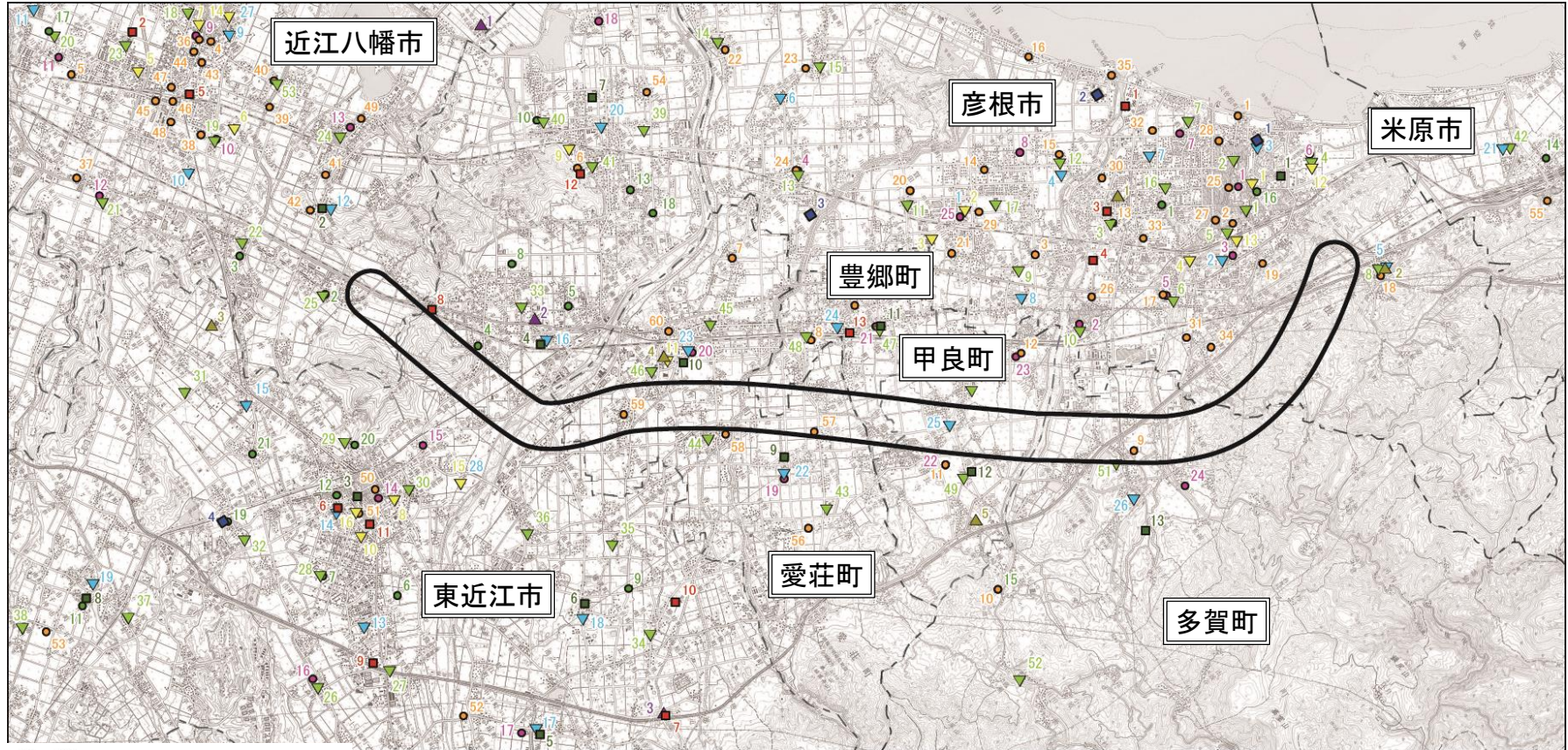
凡例

	都市計画対象道路事業実施区域
--	----------------



出典:「滋賀の都市計画2017 資料編」(平成29年3月、滋賀県)
 「滋賀の都市計画2017」(平成29年3月、滋賀県)
 「滋賀県都市計画総括図」(平成29年9月、滋賀県)

■学校・病院等



凡 例

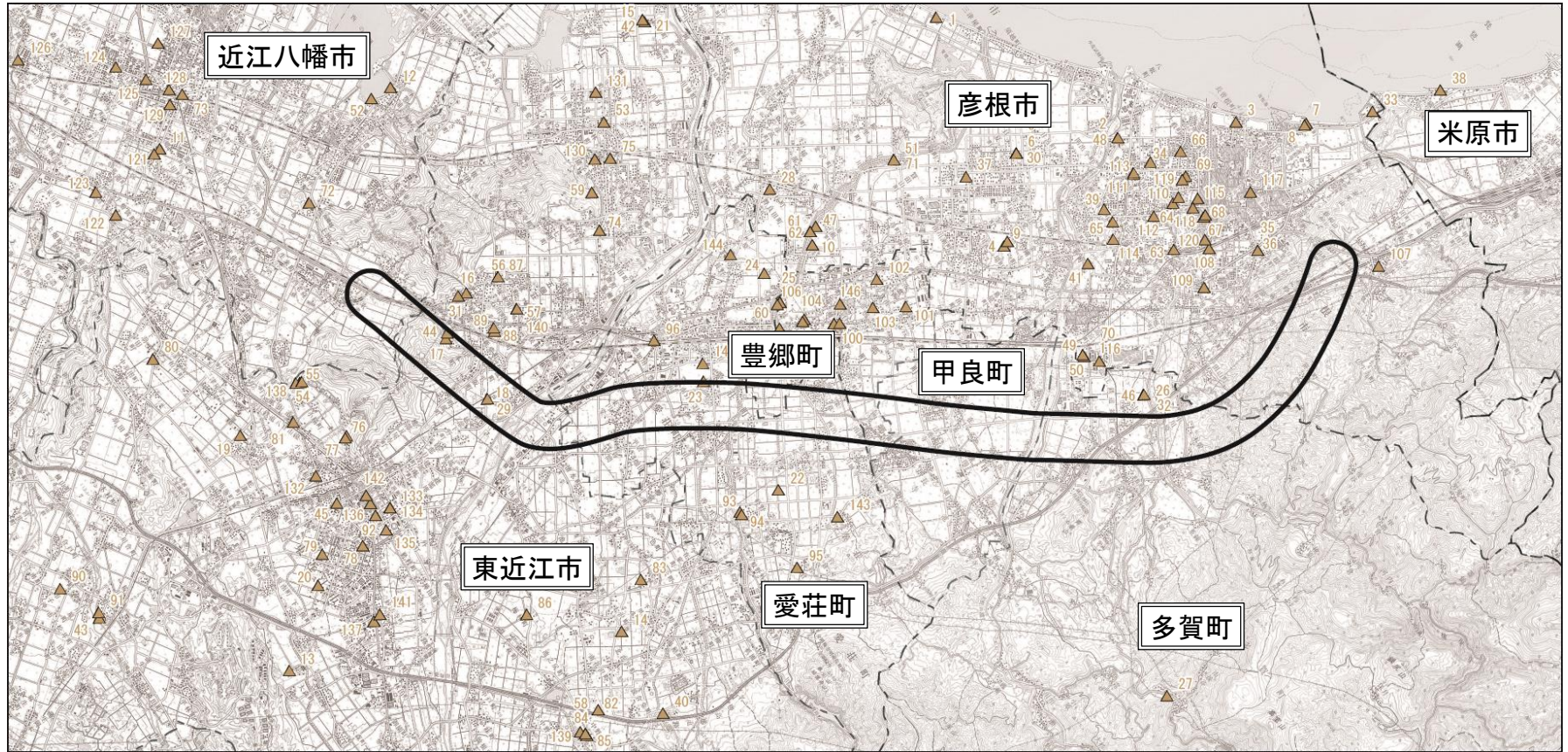
記号	名称
●	幼稚園
●	認定こども園
●	保育所
▽	小学校
▽	中学校
▽	高等学校
▲	専修学校
◆	大学
▲	特別支援学校
■	病院
■	図書館

凡 例	
○	都市計画対象道路事業実施区域



出典:「県内学校一覧(平成30年度)」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「県内公共図書館一覧」(令和元年7月19日現在、滋賀県立図書館HP)
 「県内病院の情報」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「保育所・認定こども園一覧」(令和元年7月19日現在、一般社団法人滋賀県保育協議会HP)
 「保育所(園)一覧」(令和元年7月19日現在、近江八幡市HP)
 「小規模保育事業一覧」(令和元年7月19日現在、近江八幡市HP)
 「多賀町立保育所のご案内」(令和元年10月12日現在、多賀町役場HP)

■社会福祉施設



凡例

記号	名称
▲	社会福祉施設

凡例

	都市計画対象道路事業実施区域
--	----------------

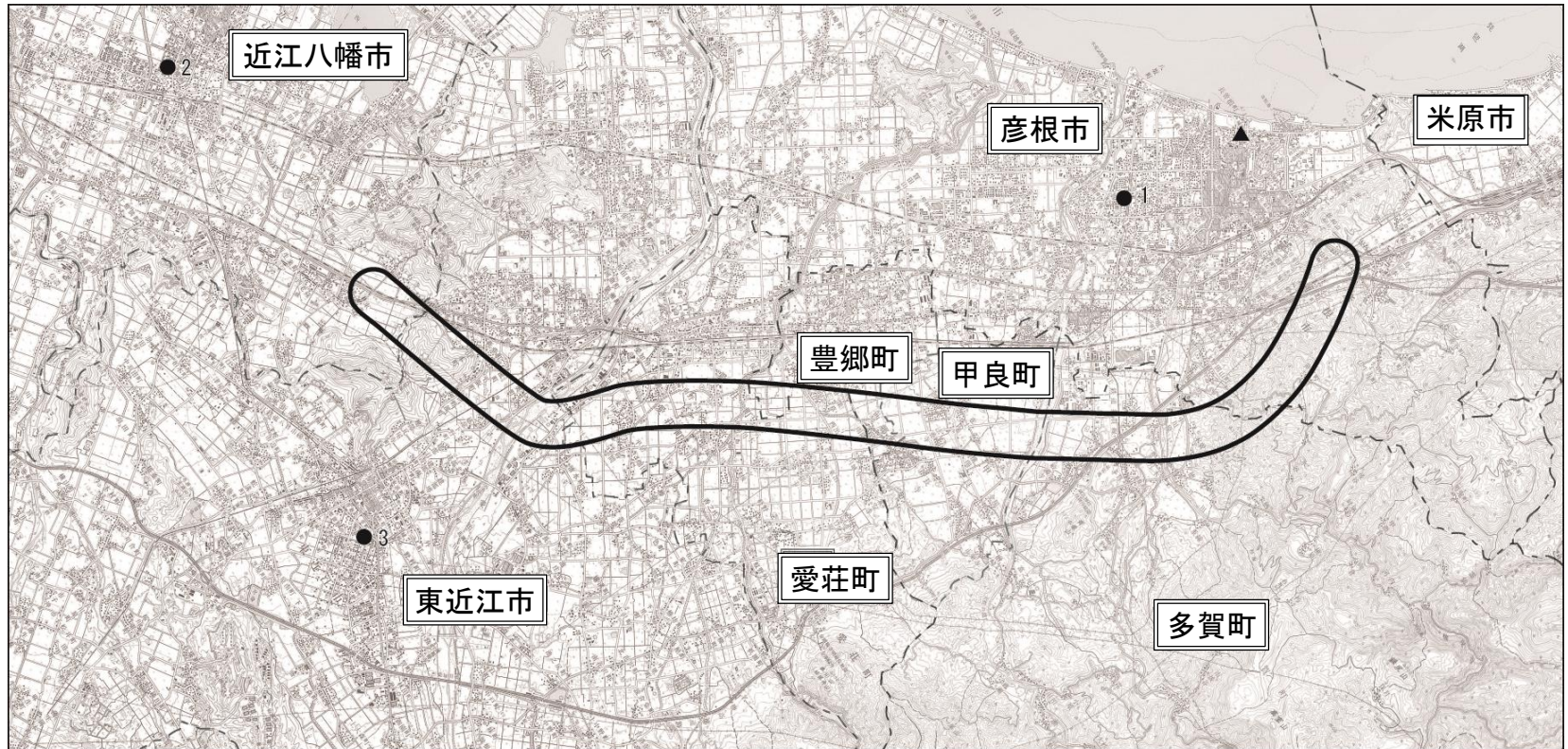


出典:「老人福祉施設等一覧(県把握分)」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「障害福祉サービス事業所等一覧」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「児童福祉施設一覧」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)

3. 1 地域特性／大気質の状況

一般局が3箇所、気象庁観測所が1箇所あり、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.020～0.021ppmであることから、全ての地点で環境基準を達成しています。
 浮遊粒子状物質は日平均値の年間の2%除外値が0.033～0.040mg/m³であり、全ての地点で環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数がないことから、全ての地点で環境基準を達成しています。

■ 気象庁観測所及び大気汚染常時監視局



凡 例	
	都市計画対象道路事業実施区域

凡 例

記号	区 分	番号	測定局名・測定地点
●	一般局	1	彦根局
		2	八幡局
		3	東近江局
▲	気象庁観測所	—	彦根地方気象台

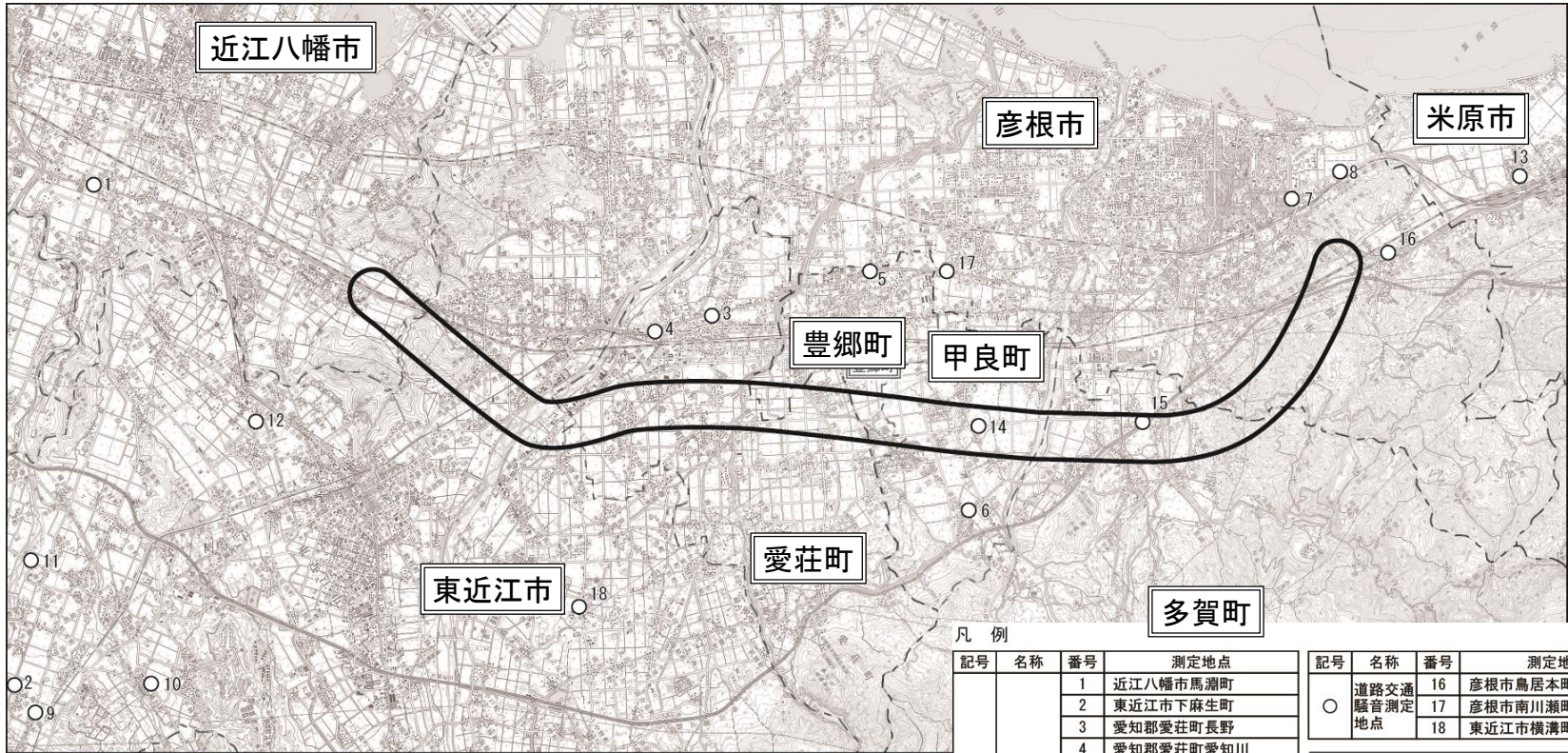


出典:「滋賀県における監視体制」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「滋賀県全地点」(令和元年7月19日現在、気象庁HP)
 「平成29年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成31年3月、環境省)
 「有害大気情報」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)

3. 1 地域特性／騒音の状況

道路交通騒音測定地点が18箇所あり、60～74dB(昼間値。夜間は53～73dB)であり、騒音に係る環境基準により地域の類型が指定された18地点のうち10地点で環境基準を達成、13地点で要請限度を下回っています。

■ 騒音測定地点



凡例

記号	名称	番号	測定地点
○	道路交通騒音測定地点	1	近江八幡市馬淵町
		2	東近江市下麻生町
		3	愛知郡愛荘町長野
		4	愛知郡愛荘町愛知川
		5	犬上郡豊郷町大字安食南
		6	犬上郡甲良町大字金屋
		7	彦根市古沢町
		8	彦根市松原町
		9	東近江市蒲生岡本町
		10	東近江市綺田町
		11	東近江市上南町
		12	東近江市市辺町
		13	米原市下多良
		14	犬上郡甲良町大字在土
		15	犬上郡多賀町大字土田

記号	名称	番号	測定地点
○	道路交通騒音測定地点	16	彦根市鳥居本町
		17	彦根市南川瀬町
		18	東近江市横溝町

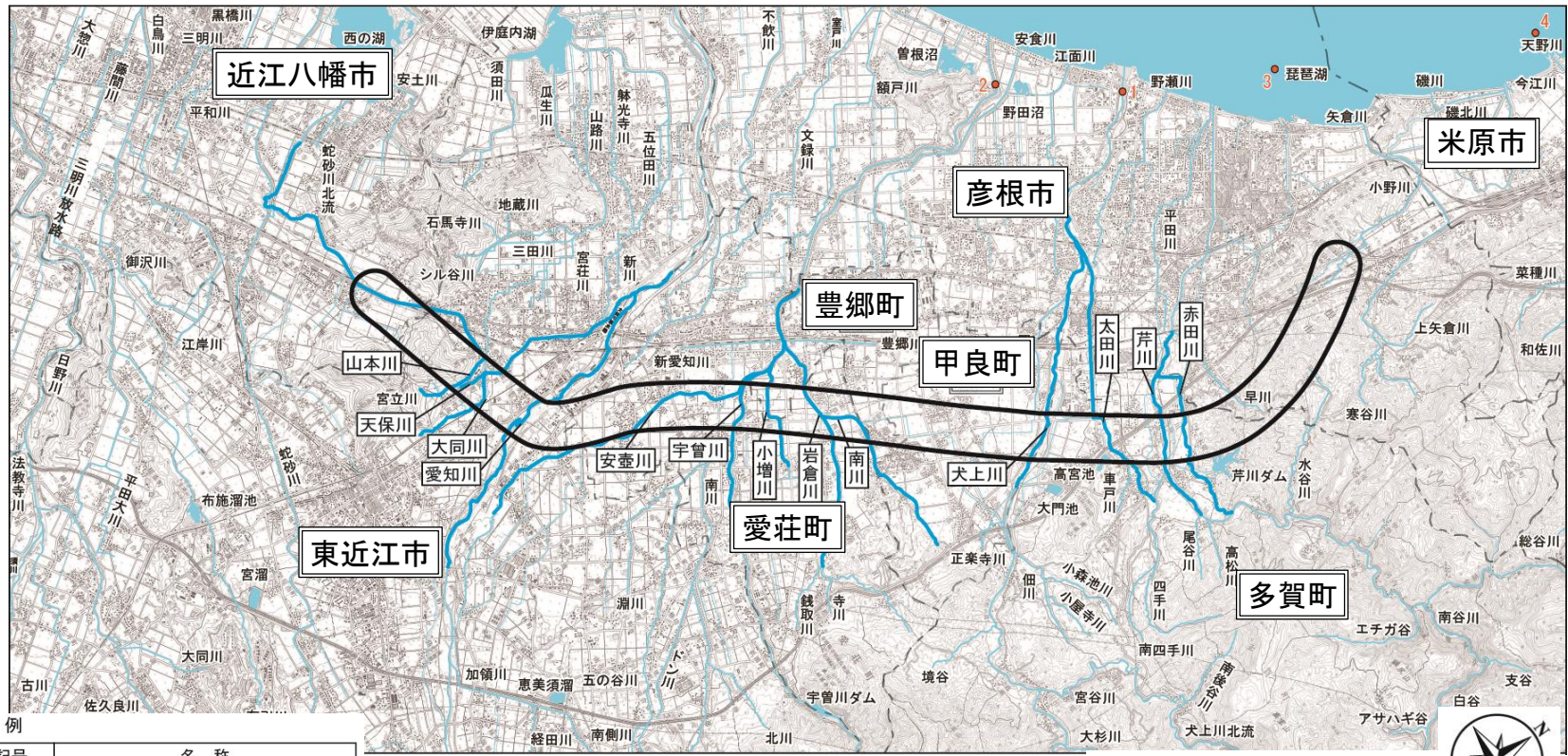
凡例			
○		都市計画対象道路事業実施区域	



3. 1 地域特性／水質の状況

水質測定地点が4地点あり、生活環境項目では、犬上川及び宇曾川においてpH、BOD、SS及びDOは環境基準を達成していますが、大腸菌群数は全ての地点で環境基準を超過しています。また、琵琶湖の彦根港と天野川沖ではDOは環境基準を達成していますが、その他の項目については、環境基準を超過しています。健康項目では、カドミウム、全シアン等全ての地点で環境基準を達成しています。

■水質調査地点



凡 例

記号	名称
	河川、湖沼

凡 例

	都市計画対象道路事業実施区域
--	----------------



記号	名称	番号	河川名	測定地点	類型
●	水質測定地点	1	犬上川	犬上川橋上流 100m	AA
		2	宇曾川	唐崎橋	B
		3	琵琶湖	彦根港沖	AA II
		4	琵琶湖	天野川沖	AA II

出典：「滋賀の環境2018(平成30年版環境白書)【資料編】」(平成31年3月、滋賀県)
 「国土数値情報(河川)」(令和元年7月19日現在、国土交通省国土政策局国土情報課HP)
 「国土数値情報(湖沼)」(令和元年7月19日現在、国土交通省国土政策局国土情報課HP)
 「地理院地図」(令和元年7月19日現在、国土地理院HP)

3. 1 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	重要な動物種であるカヤネズミ、ハヤブサ、ナゴヤダルマガエル、タカチホヘビ、ギフチョウ等が生息するとされています。
	植物	重要な植物種であるマツバラン等の他、天然記念物の西明寺のフダンザクラ、南花沢のハナノキ等が生育するとされています。
	生態系	地域を特徴づける生態系として、「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地の田園域を中心とする生態系」、「河川を中心とする生態系」、「琵琶湖・内湖を中心とする生態系」に区分されます。
景観の状況		主要な眺望点として、彦根城、佐和山、箕作山等があります。また、景観資源として、琵琶湖国定公園、芹川のケヤキ並木、杉原氏庭園等があります。
人と自然との触れ合いの活動の場の状況		人と自然との触れ合いの活動の場として、彦根周辺サイクルラリーコース、芹川ダム・県立野鳥の森等があります。
廃棄物の状況		産業廃棄物処理施設が34箇所あります。
文化財の状況		有形文化財（建造物、彫刻等）、史跡・名称・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地、無形文化財等が多数あります。

■重要な動物種の状況

名称	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	底生動物	陸産貝類
概要	10科 18種	31科80種	5科 7種	7科 12種	14科 40種	52科139種	13科38種	20科 59種

<選定基準>

- ①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)及び滋賀県、彦根市、近江八幡市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の定める文化財保護条例
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)
- ③「環境省レッドリスト2019の公表について」(平成31年、環境省)
- ④「近畿地区・鳥類レッドデータブック-絶滅危惧種判定システムの開発」(平成14年、京都大学学術出版会)の滋賀県における対象種
- ⑤「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2015年版」(平成28年、滋賀県)
- ⑥「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成19年、滋賀県)の指定希少野生動植物種

■重要な植物種・群落の状況

名称	植物種	植物群落	天然記念物	巨樹・巨木林	自然記念物
概要	85科286種	32 箇所	10 箇所	269 箇所	5 箇所

<選定基準>

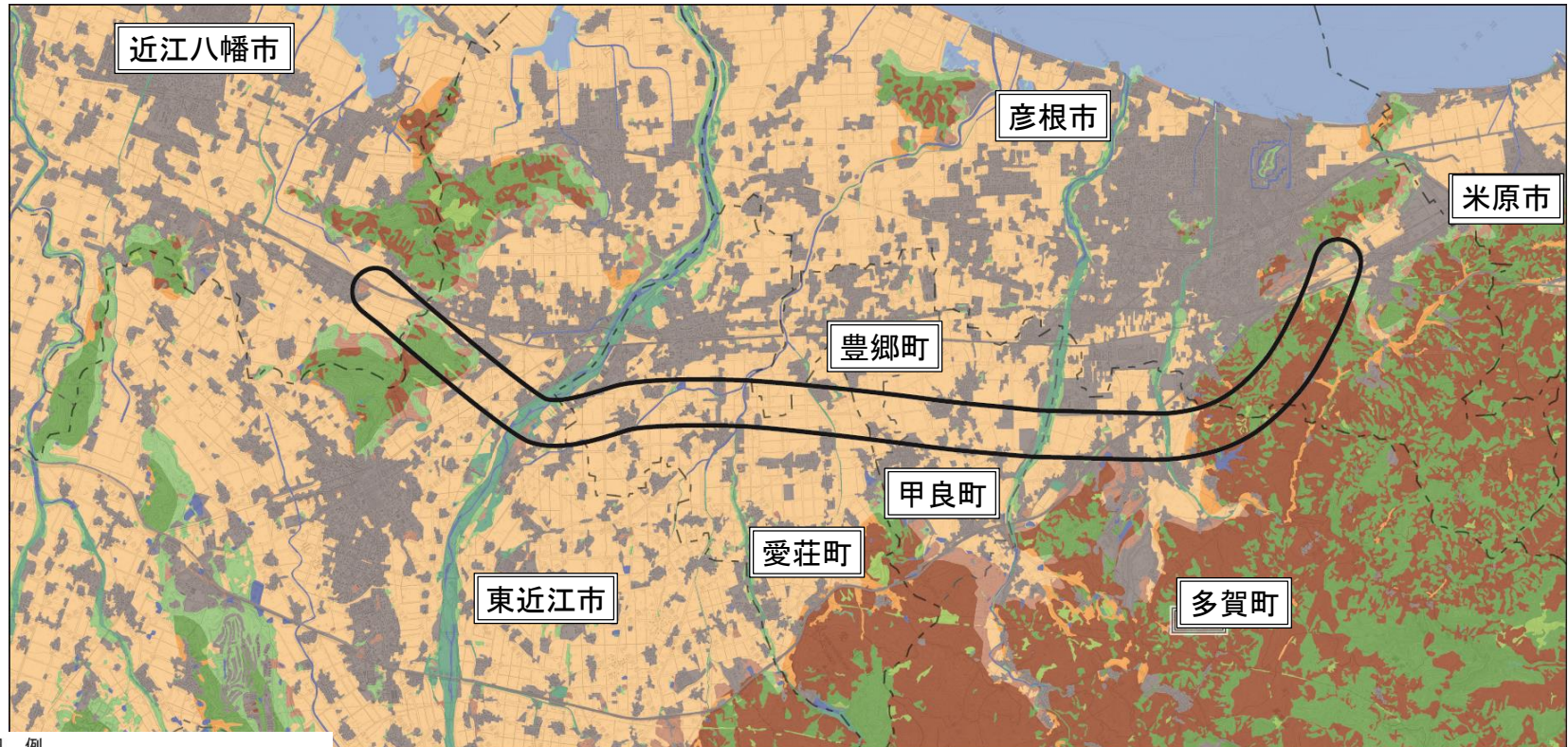
- ①「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)及び滋賀県、彦根市、近江八幡市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の定める文化財保護条例
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)
- ③「環境省レッドリスト2019の公表について」(平成31年、環境省)
- ④「改訂・近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿2001-」(平成13年、レッドデータブック近畿研究会)
- ⑤「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2015年版」(平成28年、滋賀県)
- ⑥「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成19年、滋賀県)の指定希少野生動植物種
- ⑦「植物群落レッドデータブック」(平成8年、(財)日本自然保護協会)に記載された群落
- ⑧「第2回自然環境保全基礎調査」(昭和56年、環境庁)の特定植物群落
 「第3回自然環境保全基礎調査」(昭和58~63年、環境庁)の特定植物群落
 「第4回自然環境保全基礎調査」(昭和63~平成5年、環境庁)の特定植物群落
 「第6回自然環境保全基礎調査」(平成11~17年、環境省)の特定植物群落
- ⑨「滋賀県自然環境保全条例」(昭和48年、滋賀県条例第42号)の緑地環境保全地域
- ⑩「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」(平成4年、滋賀県条例第17号)のヨシ群落保全区域

3. 1 地域特性／生態系の状況

大半が低地・台地であり、東側約1/3が山地・丘陵地となっています。
 当該地域は以下の地域を特徴づける生態系として区分されます。

- ①山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系
- ②低地の田園域を中心とする生態系
- ③琵琶湖・内湖を中心とする生態系
- ④河川を中心とする生態系

■自然環境類型区分



凡 例

記号	名称	河川	水域
山地・丘陵地	自然林・二次林	琵琶湖・内湖	水辺植生
	植林		水域
	田園域(ため池を含む)	市街地他	水辺植生
	草地		市街地他
低地・台地	自然林・二次林		
	植林		
	田園域(ため池を含む)		

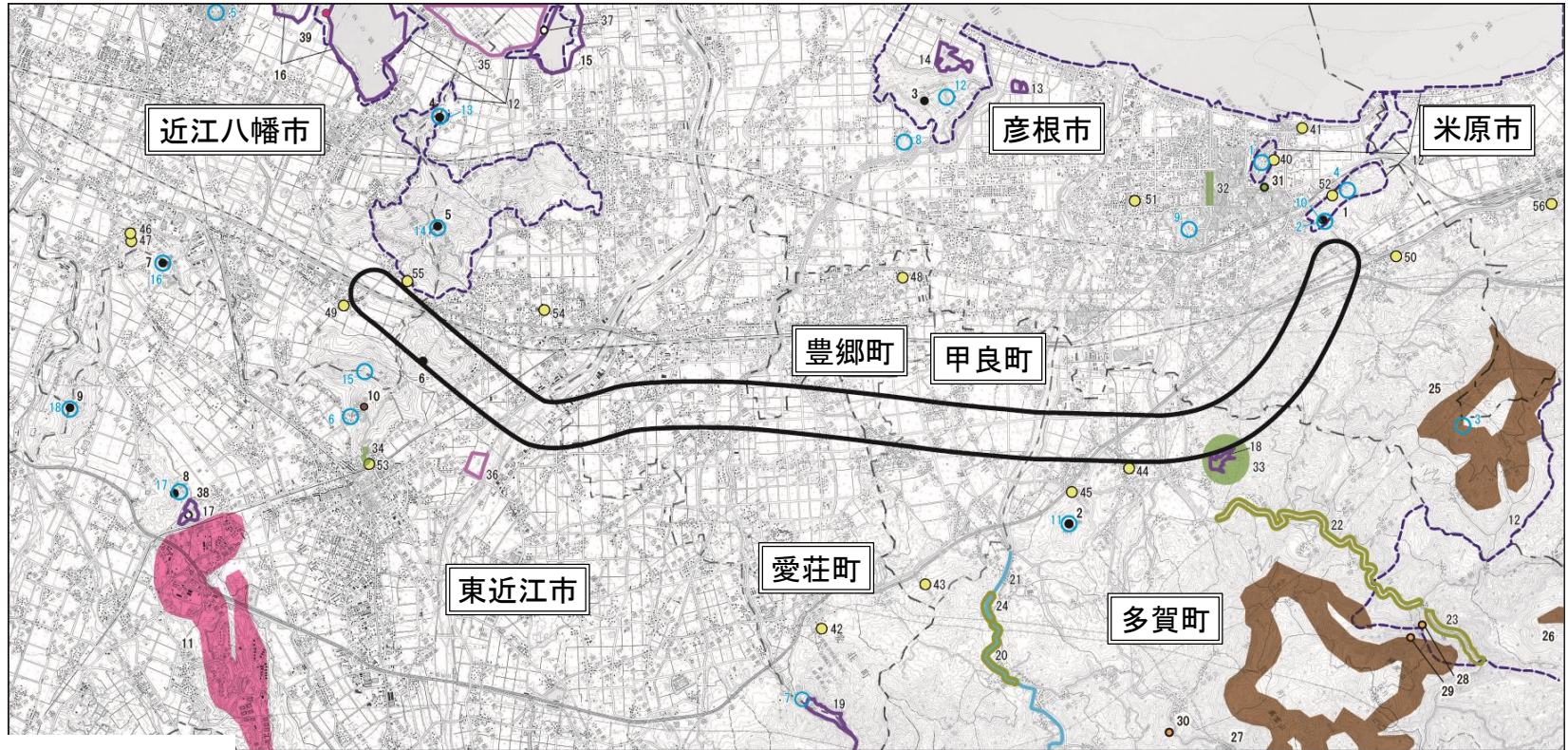
凡 例	
	都市計画対象道路事業実施区域



3. 1 地域特性／景観の状況

主要な眺望点は18箇所、景観資源は56箇所あります。

■主要な眺望点及び景観資源



凡例

記号	主要な眺望点及び景観資源名
●	主要な眺望点
○	非火山性孤立峰
■	河性段丘
□	湖沼・国定公園
●	植物
■	湖沼
■	河川
■	峡谷・溪谷
■	カルスト地形
○	鍾乳洞
○	里山・里地
○	公園
●	重要文化的景観
○	名勝

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)
 「滋賀・びわ湖 観光情報」(令和元年7月19日現在、公益社団法人びわこビジターズビューローHP)
 「彦根観光ガイド」(令和元年7月19日現在、公益社団法人彦根観光協会、彦根市観光企画課HP)
 「眺望する景観」(令和元年7月19日現在、彦根市HP)
 「観光案内」(令和元年7月19日現在、近江八幡観光物産協会HP)
 「重要文化的景観」(令和元年7月19日現在、文化庁HP)
 「文化財目録」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「ここに残る滋賀の風景」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「指定等文化財」(令和元年7月19日現在、近江八幡市HP)
 「彦根市の指定文化財一覧表」(令和元年7月19日現在、彦根市HP)
 「文化財一覧」(令和元年7月19日現在、東近江市HP)
 「国指定名勝一覧」(令和元年7月19日現在、米原市HP)
 「国指定文化財」(令和元年7月19日現在、愛荘町HP)
 「指定文化財」(令和元年7月19日現在、多賀町立文化財センターHP)
 「文化財一覧」(令和元年7月19日現在、甲良町HP)

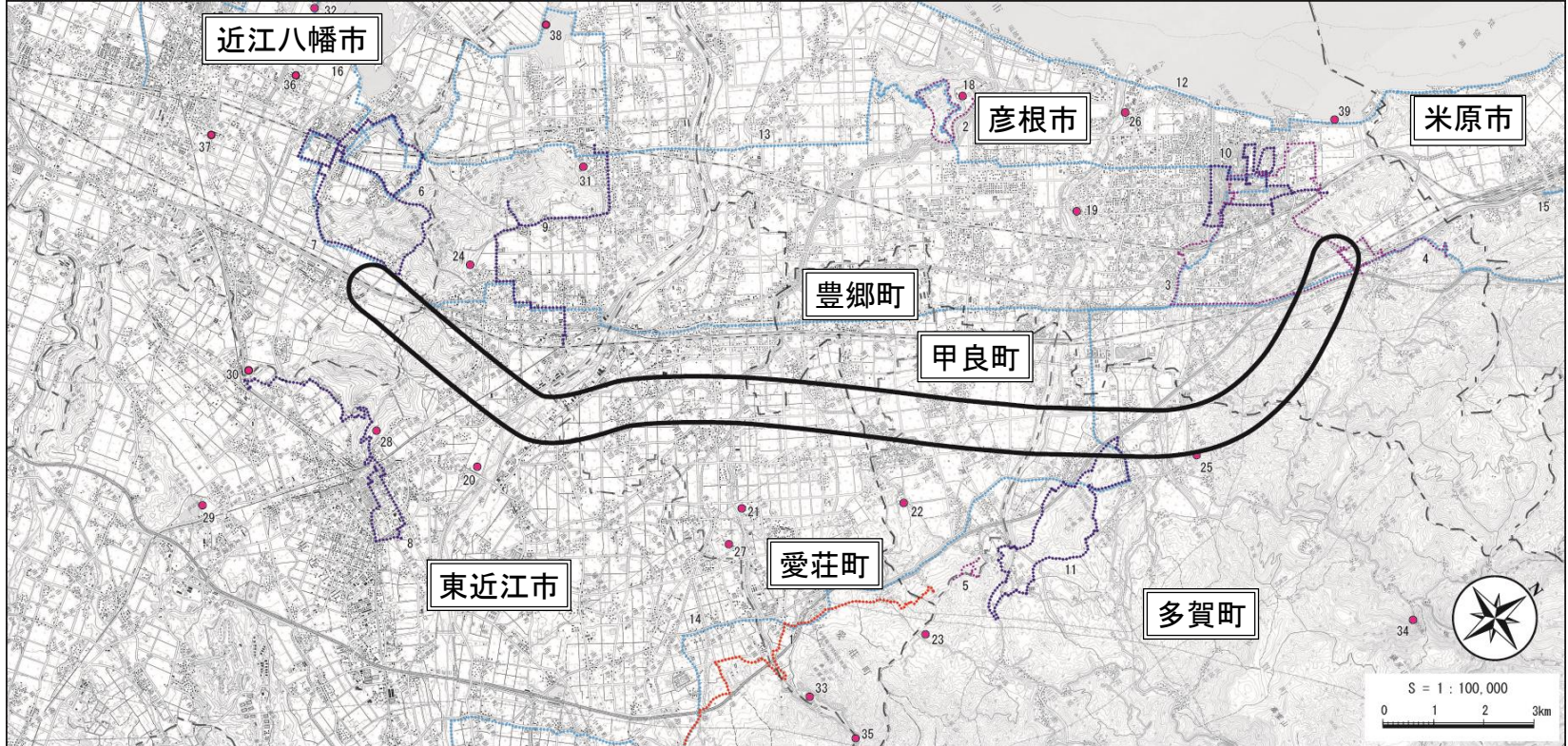
凡例	
○	都市計画対象道路事業実施区域



3.1 地域特性／人と自然との触れ合いの活動の場の状況

人と自然との触れ合いの活動の場は39箇所あります。

人と自然との触れ合いの活動の場



出典:「湖東三山自然歩道の情報」(令和元年7月19日現在、滋賀県HP)
 「ウォーキングコース・ジョギングコース・サイクリングコース」(令和元年7月19日現在、彦根市HP)
 「正楽寺山ハイキングコース」(令和元年7月19日現在、甲良町HP)
 「ぐるっとびわ湖サイクリングマップ」(平成29年3月、滋賀県)
 「彦根市荒神山自然の家ホームページ」(令和元年7月19日現在、彦根市HP)
 「彦根観光ガイド」(令和元年7月19日現在、彦根観光協会、彦根市観光企画課HP)
 「愛荘観光ナビ」(令和元年7月19日現在、秦荘観光協会、愛知川観光協会HP)
 「多賀町観光情報 高取山ふれあい公園」(令和元年7月19日現在、一般社団法人多賀観光協会HP)
 「滋賀・びわ湖 観光情報」(令和元年7月19日現在、公益社団法人びわこビジターズビューローHP)
 「愛荘自然観察の森」(令和元年7月19日現在、愛荘町HP)
 「公園で遊ぼう」(令和元年7月19日現在、東近江市HP)
 「近江八幡の水郷について」(令和元年7月19日現在、一般社団法人近江八幡観光物産会HP)
 「公園・緑地」(令和元年7月19日現在、甲良町HP)
 「まちに点在する憩いの夢空間」(令和元年7月19日現在、近江八幡市HP)
 「河辺いきもの森」(令和元年7月19日現在、河辺いきもの森・ネイチャーセンターHP)
 「東近江観光ナビ」(令和元年7月19日現在、東近江観光協会HP)
 「彦根周遊サイクルラリーコース」(令和元年7月19日現在、彦根市教育委員会)
 「滋賀を歩こう。充実の43コース」(令和元年7月19日現在、公益社団法人びわこビジターズビューロー)
 「びわ池・プラス」(令和元年7月19日現在、滋賀県観光情報)

記号	番号	名称	記号	番号	名称	記号	番号	名称
●	1	湖東三山自然歩道	●	18	彦根市荒神山自然の家	○	35	山比古湧水
●	2	荒神山歴史めぐりウォーキングコース	●	19	十王村の水	○	36	湧水の里
●	3	彦根周遊サイクルラリーコース	●	20	河辺いきもの森	○	37	若宮湧水(金剛寺湧水)
●	4	中山道鳥居本宿と佐和山城下町ウォーキング&ジョギングコース	●	21	軽野湧水	○	38	能登川水車とカヌーランド
●	5	正楽寺山ハイキングコース	●	22	甲良町総合公園	○	39	松原水泳場
●	6	滋賀を歩こう。安土駅発(安土城の城下町)	●	23	高取山ふれあい公園			
●	7	滋賀を歩こう。安土駅発(日本最大規模の山城へ登る)	●	24	紅葉公園			
●	8	滋賀を歩こう。近江八幡駅発(近江鉄道市辺・八日市駅 着)	●	25	芦川ダム・県立野鳥の森			
●	9	滋賀を歩こう。能登川駅発	●	26	庄原公園			
●	10	滋賀を歩こう。彦根駅発	●	27	愛荘自然観察の森			
●	11	滋賀を歩こう。(近江鉄道 多賀大社前駅 着)	●	28	延命公園			
●	12	びわ湖一周コース(ぐるっとびわ湖サイクルライン)	●	29	布施公園			
●	13	びわ池・プラスコース(特別史跡に行く)	●	30	万葉の森船岡山			
●	14	びわ池・プラスコース(近江鉄道で行こう!)	●	31	猪子山公園			
●	15	びわ池・プラスコース(中山道と北国路往還)	●	32	近江八幡の水郷			
●	16	びわ湖よし番ロード(サイクリングコース)	●	33	宇登川ダム、宇登川渓谷			
●	17	寄り道ルート(サイクリングコース)	●	34	河内の風穴			

凡例
○ 都市計画対象道路事業実施区域



3.2 環境影響評価の項目

環境要素の区分				影響要因の区分						工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	両運資の搬材運に及び行用びい機る械車の	去存切の土工工作物又はのは除既	の工事設置工ヤード	設工事用道路等の	水底の掘削等	在は道掘路割(式)地表の式存又	の道存在(嵩上式)	自動車の走行			
環境の自然構成要素の良好な状態を測ることを目的とする	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●								●		
			粉じん等	●	●										
		騒音	騒音	●	●									●	
		振動	振動	●	●									●	
		低周波音	低周波音											●	
	水環境	水質	水の濁り				●		●						
	土壌に係る他の環境要素	その他の環境要素	日照阻害									●			
生物の多様性の確保を目的とする	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●				●				●				
	植物	重要な種及び群落					●				●				
	生態系	地域を特徴づける生態系					●				●				
人と自然との関係の確保を目的とする	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					●				●				
	人と自然との活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					●				●				
環境への負荷の量を測ることを目的とする	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			●										
環境基本条例第10条第1項第3号に定める歴史的遺産の保全を目的とする	文化財	文化財					●				●				

3.3 環境影響評価の調査・予測・評価の手法

環境要素		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	文献及び現地調査による大気質の濃度及び気象の状況の把握	正規型ブルーム式及び積算型簡易パフ式の拡散式による計算	環境保全に ついての配 慮が適正に なされるか について評 価 環境基準等 と図るかに ついては評 価
	粉じん等	文献及び現地調査による気象の状況の把握	事例の引用又は解析により得られた経験式による計算	
騒音	騒音	文献及び現地調査による騒音及び地表面並びに沿道の状況の把握	日本音響学会の提案式による計算	
振動	振動	文献及び現地調査による振動及び地盤の状況の把握	事例の引用又は解析により得られた経験式及び旧建設省土木研究所の提案式による計算	
低周波音	低周波音	文献及び現地調査による住居等の位置の把握	既存調査結果により導かれた予測式による計算	
水質	水の濁り	文献及び現地調査による水象及び水質等の状況の把握	事例の引用又は解析	
その他	日照障害	文献及び現地調査による土地利用及び地形の状況の把握	等時間の日影線を描いた日影図の作成	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	文献及び現地調査（直接観察、捕獲採取、痕跡確認等）による動物相及び重要な種等の状況の把握	分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	
植物	重要な種及び群落	文献及び現地調査（直接観察等）による植物相及び植生、重要な種及び群落の状況の把握	分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	
生態系	地域を特徴づける生態系	文献及び現地調査（動植物の現地調査結果を活用）による動植物その他の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況の把握	分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	文献及び現地調査による主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観の状況の把握	分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びにフォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法	
人と自然との 触れ合いの活 動の場	人と自然との触れ 合いの活動の場	文献及び現地調査による触れ合い活動の場の概況、主要な触れ合い活動の場の分布、利用及び利用環境の状況の把握	分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	
廃棄物等	建設工事に伴う副 産物	文献調査による廃棄物等の種類ごとの発生・処分 の状況の把握	建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生 量及び最終処分量を予測する方法	
文化財	文化財	現地調査及び文献その他の入手可能な資料による 情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	類似事例の引用又は解析	

4. 方法書の縦覧及び意見書の提出

4. 1 縦覧について

4. 2 意見書の提出について

4. 1 縦覧について

● 縦覧場所

国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課（大津市竜が丘4番5号）

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）

滋賀県湖東環境事務所（彦根市元町4番1号）

滋賀県東近江環境事務所（東近江市八日市緑町7番23号）

東近江市広域事業推進課（東近江市八日市緑町10番5号）

近江八幡市都市整備部土木課（近江八幡市安土町小中1番地8）

彦根市都市建設部道路河川課（彦根市大東町2番28号 ※彦根駅西口仮庁舎）

愛荘町建設・下水道課（愛知郡愛荘町安孫子825番地）

愛荘町くらし安全環境課（同郡同愛知川72番地）

豊郷町地域整備課（犬上郡豊郷町大字石畑375番地）

甲良町建設水道課（犬上郡甲良町大字在土353番地1）

多賀町地域整備課（犬上郡多賀町大字多賀324）

4. 1 縦覧について

● 縦覧期間

令和2年8月25日（火）～令和2年9月24日（木）

各縦覧場所における執務時間内

● インターネットによる公表（電子縦覧）

滋賀県ホームページ

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>)

4. 2 意見書の提出について

●意見書の提出期限及び方法

持参の場合：令和2年10月8日（木）午後5時15分まで

郵送の場合：令和2年10月8日（木）必着

●意見書の提出先

滋賀県都市計画課都市計画係（大津市京町4丁目1番1号）

※縦覧期間中は各縦覧場所においても提出することができます。

4. 2 意見書の提出について

●意見書の記載事項

(意見書は任意様式ですが、以下のア～ウは必ず記載して下さい)

ア：意見書を提出しようとする者の住所及び氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地)

イ：意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

(「国道8号彦根～東近江(仮称) 環境影響評価方法書」と記載するものとします。)

ウ：環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

●問い合わせ先

方法書の縦覧等に関すること : 滋賀県土木交通部都市計画課

事業に関すること : 滋賀県土木交通部道路整備課